

長門広域都市圏の 都市計画の方針

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	1
1-1. 長門広域都市圏の都市づくりの基本理念	1
1-2. 長門広域都市圏の将来像	2
1-3. 都市計画区域等の指定の方針	9
2. 区域区分の決定の方針	10
2-1. 区域区分を決定する都市計画区域の設定方針	10
3. 主要な都市計画の考え方	11
3-1. 土地利用に関する基本方針	11
3-2. 広域的な都市施設の整備に関する基本方針	14
3-3. 市街地整備に関する基本方針	18
3-4. 自然的環境の整備、保全に関する基本方針	19
3-5. 景観の保全と創出に関する基本方針	21
3-6. 都市防災に関する基本方針	22

平成31年3月

山口県土木建築部都市計画課

1. 都市計画の目標

本計画の策定に当たり、「都市計画の目標」、「主要な都市計画の考え方」については、おおむね 20 年後となる令和 22 年(2040 年)を想定し、「人口規模」、「区域区分*の決定の方針」については、おおむね 10 年後となる令和 12 年(2030 年)を想定する。

1-1. 長門広域都市圏の都市づくりの基本理念

本広域都市圏は、県の西北部に位置し、北部は日本海に面し、南部には中国山地が広がる自然環境豊かな圏域であり、圏域全体が長門市である。

長門市の中心部は北前船や長州捕鯨の拠点として栄えた歴史を有するとともに、農林水産業や伝統工芸などの地域産業が展開している。また、豊かな自然環境と山陰地域有数の温泉地を持っており、隣接する萩市とともに山陰地方を代表する観光・リゾート地でもある。

本圏域が誇るこのような地域特性を積極的に活かした都市づくりを推進するため、以下のように基本理念を設定する。

豊かな海の恵み、温泉を活かした保養リゾート・交流都市圏づくり

美しい日本海に面し、海洋性レクリエーションや豊かな海洋資源、自然の恵みを活かした観光業や水産業、食品加工業などの地域産業の振興と、山陰地域有数の温泉地を活かした保養リゾート・交流都市圏づくりを行う。

*印のついている用語は巻末の用語解説欄に掲載しています

1-2. 長門広域都市圏の将来像

本広域都市圏における都市づくりの将来像を以下のように設定する。

(1) 目標年次における概ねの人口規模（推計値）

▼おおむねの人口

(単位：千人)

区分		年次	平成27年(2015年) ^{※1}	令和12年(2030年) ^{※2}
広域都市圏人口			35.4	26.4
年齢階層別人口	年少人口 (0～14歳)		3.6 (10.0%)	2.2 (8.3%)
	生産年齢人口 (15～64歳)		17.8 (50.2%)	11.7 (44.2%)
	老年人口 (65歳以上)		14.1 (39.7%)	12.5 (47.5%)

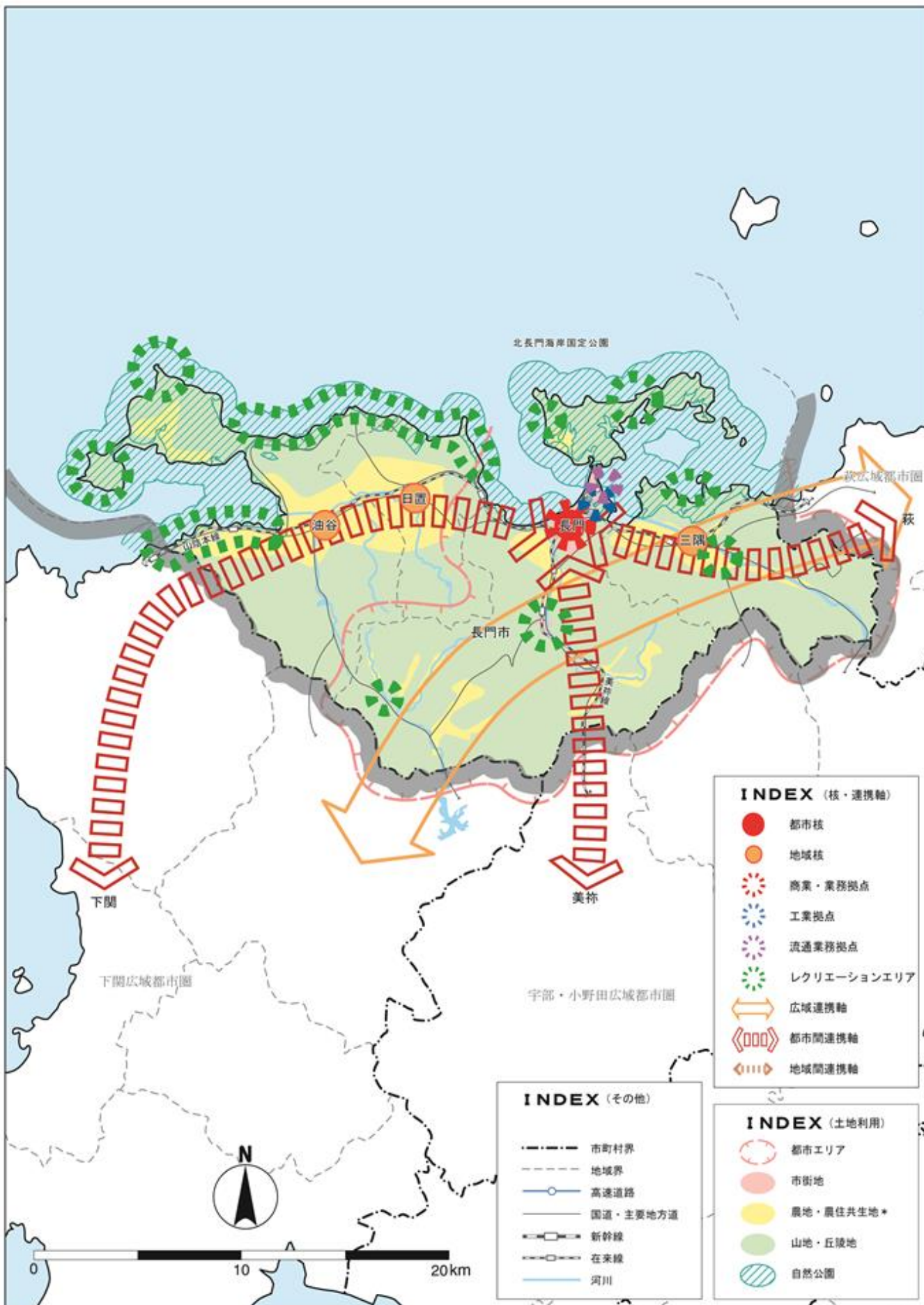
※1 最新の調査年次である平成27年(2015年)国勢調査結果をもとに、年齢不詳人口を按分補正した値。

※2 令和12年(2030年)数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計(『日本の市区町村別将来推計人口』(平成30年(2018年)3月推計))による。

(2) 将来都市構造

長門広域都市圏の都市づくりの基本理念を踏まえ、将来あるべき都市圏の構造を、次のように構築する。

■長門広域都市圏の将来都市構造図



将来都市構造図の用語解説

①核・連携軸

都市核	都市の中心的役割を担う地区で、市の中心市街地*及びそれに準ずる主要な市街地
地域核	各地域の中心的役割を担う地区で、町または合併前の町村の中心地
商業・業務拠点	商業・業務機能の高度な集積を図る地区で、中心商業地等の主要な商業地
工業拠点	製造業などの工場の集積による生産活動の要となる地区で、大規模工場用地や工業団地
流通業務拠点	物流機能の集積を図る地区で、港湾、市場、自動車ターミナル等
レクリエーションエリア	広域的なレクリエーションの場となるエリアで、自然公園や大規模公園
広域連携軸	国土レベルの広域的な交通連携を担う軸で、高速自動車国道またはそれに準じる路線や鉄道
都市間連携軸	都市の連携を担う軸で、都市核（隣接する広域都市圏を含む）どうしを結ぶ主要な幹線道路や鉄道
地域間連携軸	地域の連携を担う軸で、都市核と地域核、及び地域核どうしを結ぶ幹線道路や鉄道

②土地利用

都市エリア	都市のおおむねのエリアで、都市計画区域*とその周辺を含むエリア
市街地	市街地として建築物や都市施設*等の立地・集積を図るエリアで、用途地域*の指定されたエリア
農地・農住共生地	農地の保全と営農環境・集落環境の維持・向上を図るエリアで、農地・水路等の田園環境や集落地などがまとまって存在するエリア
山地・丘陵地	森林の保全と営林環境の維持・向上を図るエリアで、山地や森林
自然公園	すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定されるエリアで、国定公園、県立自然公園を位置付ける

(3) 都市圏整備の方向性

「豊かな海の恵み、温泉を活かした保養リゾート・交流都市圏づくり」

のための整備の方向性

① 豊かな郷土資源を未来に引き継ぐ、個性あふれる美しい都市づくり

本広域都市圏は、日本海に面し、風光明媚な海岸線沿いに北長門海岸国定公園という自然公園を持つとともに、山間部には湯本温泉や俵山温泉など山陰地域を代表する保養地が分布しており、豊かな自然環境を有した圏域である。

また、都市核を担う長門市の中心部は、北前船の寄港地、長州捕鯨の拠点として歴史的に水産業を中心とする地域産業と深く結びついた歴史的市街地を持ち、童謡詩人金子みすゞに代表される文化人の故郷としても有名である。

このような豊かな郷土資源を保全、継承するとともに、地域固有の歴史や文化を活かし、魅力と活力のある美しい都市圏づくりを推進する。

■ 歴史・文化資源を活かした魅力ある都市の顔づくり

長州捕鯨の産業拠点として形成された歴史資源や童謡詩人や画家の故郷であった文化的環境を継承していくとともに、これらの地域固有の歴史・文化的資源を活かした魅力ある都市の顔づくりを行う。

■ 歴史的まちなみ等の環境保全

長州捕鯨や水産物加工の拠点として栄えた仙崎地区や、古くからの温泉街である湯本地区及び俵山地区など、歴史的な風情が残る地区については、まちなみ景観の保全・形成や市街地環境の維持・向上を図る。

また、深川川や三隅川など市街地内の水や緑と歴史との調和を図りながら、良好な市街地環境の形成を図っていく。

■ 海・山・田園からなる豊かな自然的な環境の保全

北長門海岸国定公園に位置する青海島や二位ノ浜、油谷地域から下関市豊北地域へかけての海岸など、美しい海岸線と中国山地の豊かな緑の山々の保全・整備を行うとともに、日本海に望む油谷地域の棚田、石州瓦の農村集落風景など第一次産業と結びついた、地域固有の美しい生活の営みとともに育まれてきた景観や自然景観の保全を図る。

また、自然の生態系に配慮しつつ動植物の良好な生息環境の保全・回復を図る。

■ 海や温泉など豊かな自然資源を活かした保養リゾート地域づくり

日本海の美しい海岸や山陰地方を代表する多くの温泉地など豊かな自然資源を活かし、体験・滞在型の保養リゾート地域としてのまちづくりを推進する。

② ゆとりとにぎわいの都市生活を提供する安心・安全な集約型の都市*づくり

本広域都市圏では、山間部を中心に過疎化・高齢化が進行し、今後もこの傾向は続く見通しになっており、これらに対応した地域づくりを進めるとともに、地域産業の活性化による人口定住を促進する地域振興策を展開しつつ、地域資源の活用による交流人口の増加を図っていく必要がある。また、近年頻発する集中豪雨や発生が懸念される巨大地震等を踏まえ、災害に強い安心・安全な都市づくりが求められている。

過疎化・高齢化に対応しつつ、ゆとりと安らぎのある良好な住環境を形成するためには、都市内に蓄積された都市基盤施設ストック*を活用しつつ、中心市街地*の再構築を行うとともに、立地適正化計画制度の活用などにより都市機能*等を誘導し、中心市街地*の拠点性を高めることにより、公共交通や徒歩による移動が可能な集約型の都市*づくりを進める。

■ 中心市街地*の再構築と活性化

長門市駅周辺では、複合的な都市機能*の充実により、都市核にふさわしいにぎわいと都市的魅力のある市街地の形成を図る。

また、歴史あるまちなみを有する仙崎地区では、地域固有の景観に配慮しつつ、老朽建物の修繕や計画的な建替え、都市基盤の整備等による防災機能の向上を図り、安心して住み続けられる趣のある市街地づくりを図る。

■ 市街地形成の適正な誘導

既成市街地*においては、既存ストック*を活用しながら土地の高度利用を図るとともに、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等に都市機能*、その周辺に居住の誘導を図る。

また、用途地域*に近接している用途白地地域*で、宅地化が進行している地域や、深川川の西側等の用途白地地域*においては、多様な土地利用規制制度の適用等により優良な農地を保全する。

■ 暮らしやすい環境の整備

他の圏域に比べ高齢化率*が高く、今後もその比率はさらに高まる見通しであることから、高齢者向け住宅や福祉施設等の充足を図るとともに、都市機能*の集積する既成市街地*を中心に、徒歩や公共交通等により安心して快適に移動できるひとにやさしい都市づくりを進め、誰もが安心して暮らせる居住環境の形成を図る。

また、公共公益施設等を中心に、ユニバーサルデザイン*に配慮した安心・安全な都市づくりを進める。

本圏域には、美しい日本海やその海岸線を望む漁業集落、山間部のおだやかな農山村集落が数多く存在し、さらには多様な温泉地が分布していることから、それらを活かして自然と共生しながら人口定住を促進する多自然型居住地域*として、ゆとりある快適な居住環境を整備する。

■ 災害に強い都市づくり

大規模な自然災害等の発生に備え、災害に対するレジリエンス*の向上を図るため、本圏域の自然条件、災害特性、地域社会等、固有の状況を踏まえ、河川、海岸、砂防関係施設の整備・改修、災害時の緊急活動・緊急物資の輸送等に資する広域的な道路ネットワークの構築や安心・安全な生活道路の整備を進めるとともに、地域防災活動の促進などハード・ソフトの両面から防災・減災対策を進める。

③ 都市ごとの個性を活かし、連携して活力を生むネットワークづくり

本広域都市圏は、長門市中心市街地*などが広がる日本海沿岸部と、内陸部や山間部により構成され、沿岸部の市街地から豊かな自然環境を持つ山間部まで、多様な特性を有している。

圏域内では、都市核を担う長門市の中心市街地*に都市機能*が集積する一方で、内陸部、山間部などの地域では、それぞれに固有の歴史、文化、豊かな自然環境等を有しているものの、過疎化、高齢化の進行が著しい。

これらの地域の個性を活かしつつ、地域資源や産業を活かした地域振興を図るとともに、圏域が一体となって地域活力の維持向上を図るため、都市と農山漁村との交流・連携の強化を図る。

また、都市圏全体の活性化を図るため、隣接する広域都市圏との交流・連携など、ネットワーク形成を図る。

■ 隣接する広域都市圏との広域的な連携による地域の個性づくり

山陰地方の観光ネットワークとして、隣接する萩、下関、宇部・小野田広域都市圏との交流・連携を強化し、広域的な回遊性の向上と交流人口の増大による魅力とにぎわいのある都市圏の形成を図る。

■ 都市間交流を支える交通基盤*の整備

圏域内における都市部と地域の交流・連携や、隣接する他の広域都市圏との交流・連携を促進するため、幹線道路等の交通基盤*の整備を進めるとともに、鉄道やバス等の公共交通網の整備・充実によるネットワークの強化を図る。

■ 都市と農山漁村との交流・連携の強化

過疎化、高齢化が進む農山漁村地域においては、食料供給の役割を担う農業や水産業等の生産基盤を整えた上で、都市機能*の一部を都市核に依存しつつ、日常的な生活サービス機能の拠点化を図るとともに、路線バス等の公共交通の充実を図り、都市部との交流・連携による相互補完関係の強化を図る。

■ 都市施設*に関する広域的調整と整備の推進

都市圏間の交流・連携性を高める幹線道路や広域公園*等の都市施設*の整備については、都市間の広域的調整を図りながら、効率的、有機的に整備を推進する。また、廃棄物処理場等の公益的施設の整備についても、都市間の広域的調整を図り、円滑な整備を推進する。

■ 多様な産業の振興と連携による地域の活性化

都市核において個性を活かした都市づくりを進めるとともに、伝統産業、身近にある農林水産業や自然・田園景観を活かした体験型観光の展開など、地域の特色を活かした多様な産業の振興を図り、これらの連携による地域活力の向上を図るため、ネットワークづくりを推進する。

④ 住民と行政が協働し、共創する身近なまちづくり

限られた都市の空間的、経済的資源を有効に活用したまちづくりが円滑に進み、生みだされた都市施設*や空間を住民が十分に活用することにより、地域を活性化させるためには、住民と行政が情報を共有し、それぞれの役割と責任を分担しながら、協働して都市整備を進めることが必要となる。

このため、県及び市は、地域特性を活かした個性豊かなまちづくりに向けて、地域に密着した効率的な都市計画執行体制の充実を図る。また、まちづくりへの住民参画を進めるために、まちづくりに関する情報をわかりやすく整理した上で積極的に提供するとともに、計画づくり等の都市整備の初期段階から住民の意見を反映できる仕組みを構築する。

さらに、住民と行政の間に入り、意見調整や社会的資源の活用等、まちづくりに関する総合的な提案やアドバイスを行う民間専門家を育成し、その活動を支援する。

これらの施策により、次のような住民と行政の協働・共創のまちづくりを進める。

■ まちづくりに関するわかりやすく利用しやすい知識・情報の提供と収集

都市計画やまちづくり活動に関する知識・情報・責任を住民にわかりやすく整理し、広報紙やマスメディア、講習会、インターネットなどのICTの活用等により多様な年齢層にとって使いやすいかたちで積極的な提供を行う。

また、情報を提供するだけでなく、アンケート調査やホームページの掲示板等により、絶えず住民意見を把握するよう努める。

■ 県と市における都市計画執行体制の充実

県と市では、地域特性を活かした効率的なまちづくりの推進に向けて、地域に密着したまちづくりと広域調整を図るための執行体制を整備・運用する。

■ まちづくりにおける住民参画を促進する仕組みの整備

まちづくり活動の主体形成やサポーターづくりのため、計画作成等の初期段階から、ワークショップ*などを通じて住民の参加を促すとともに、住民・企業・大学等研究機関・関係団体（NPO*など）等のネットワーク形成を支援し、住民の力を合わせたまちづくりを行える仕組みの構築を進める。

また、住民の継続的な参加を図るためにコミュニティビジネス*を組み込んだまちづくり活動等の取組みを促すとともに、多様な主体による活動を促進するためにエリアマネジメント*の仕組みづくりを進める。

■ まちづくりを支援する民間専門家等の育成・活用

住民参画のまちづくりを進めるために、住民と行政の協働による構想や計画の策定、事業実施及びその後の管理においてアドバイスするなど、住民のまちづくりを支援する民間専門家を育成し、活用していく。なかでも地域の景観を活かしたまちづくりについては、将来を担う子供達にふるさとの景観の美しさや大切さを実感してもらうための景観学習を推進するとともに、「山口県景観アドバイザー」や「山口県景観サポーター」制度を活用し、まちづくりの主体となる住民等への意識啓発を図る。

1-3. 都市計画区域*等の指定の方針

本広域都市圏において、都市圏の将来像に示した都市づくりを広域的に推進するため、都市計画区域*等の指定について以下のとおり基本的な方針を定める。

都市計画区域*等の指定の方針

区域名	区域の面積、 位置及び範囲	指定の方針
長門 都市計画区域	21,980 ha 長門市 (行政区域の一部)	長門都市計画区域について、現行の区域を継続することとする。

※ 都市計画区域*面積は、「都市計画現況調査」による平成29年(2017年)3月31日現在の値

※ 上記以外の地域は、都市計画区域*等の指定の必要性は低い。

2. 区域区分*の決定の方針

2-1. 区域区分*を決定する都市計画区域*の設定方針

本広域都市圏においては、都市計画区域*の市街化圧力等を考慮し、区域区分*制度の適用について、以下の考え方を基本に検討する。

都市計画 区域名	一次検討結果	二次検討における主な課題	区域区分*適用の方向性
長門 都市計画区域	区域区分*制度を適用する必要性は低い。 現行； 非線引き*	[適用しない場合] ・用途白地地域*の土地利用のコントロール	本区域の開発圧力*は強くなく、市街地拡大の可能性も低いことから、区域区分*の適用の必要性は低いと考えられる。 ただし、田園部や丘陵部等の自然的環境を保全し、計画的な土地利用を誘導していくために、特定用途制限地域*等を活用し、用途白地地域*の土地利用のコントロールを図っていくことが望ましい。

3. 主要な都市計画の考え方

3-1. 土地利用に関する基本方針

(1) 市街地における方針

①商業地・業務地に関する方針

- ・ 交通結節点*となる長門市駅を核として、商業・業務機能の集積を図るとともに、医療、教育・文化等の高次の都市機能*もあわせた立地誘導を進める。
- ・ 歴史的な市街地である仙崎地区や古くからの温泉街である湯本地区においては、地域固有の歴史、地域産業と自然環境が一体となった地域固有の景観等を活用しながら、情緒を感じられ、にぎわいのある観光拠点の形成を図る。

②工業地に関する方針

- ・ 長門市駅の東部においては、水産加工業等の地場産業を中心とした工場の集積を図るとともに、防災面や環境面など周辺地域へ配慮した工業地の形成を進める。

③住宅地に関する方針

- ・ 一定の人口密度を維持・確保するため、都市機能*の誘導とあわせて、公共交通の利便性の高い駅やバス停などの周辺への居住の誘導を推進する。
- ・ 既成市街地*や歴史的まちなみが残る住宅地では、歴史的建築物などの保存・修繕や、敷地内の緑等の保全を図るとともに、空き家の利活用によるまちなか居住を推進する。
- ・ 土砂災害特別警戒区域*等に指定された区域については、開発許可*制度等の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存宅地の区域外への移転・誘導を行う。

④流通業務地に関する方針

- ・ 仙崎漁港を中心に、海と陸とを結ぶ水産物流通拠点の整備を図る

(2) 市街地周辺部における方針

①非線引き*用途白地地域*における方針

- ・ 用途白地地域*では、特定用途制限地域*の指定や、開発許可*基準の強化等により無秩序な開発を抑制する。
- ・ さらに、地区計画*等の活用による適切な規制のもと、周辺の良い環境と調和した秩序ある土地利用を誘導する。
- ・ 俵山地区については、観光拠点の形成を図るため、長門・俵山道路の整備による交通利便性の向上を活かして、街並みや憩いの場等の整備を進める。

②農地との調和に関する方針

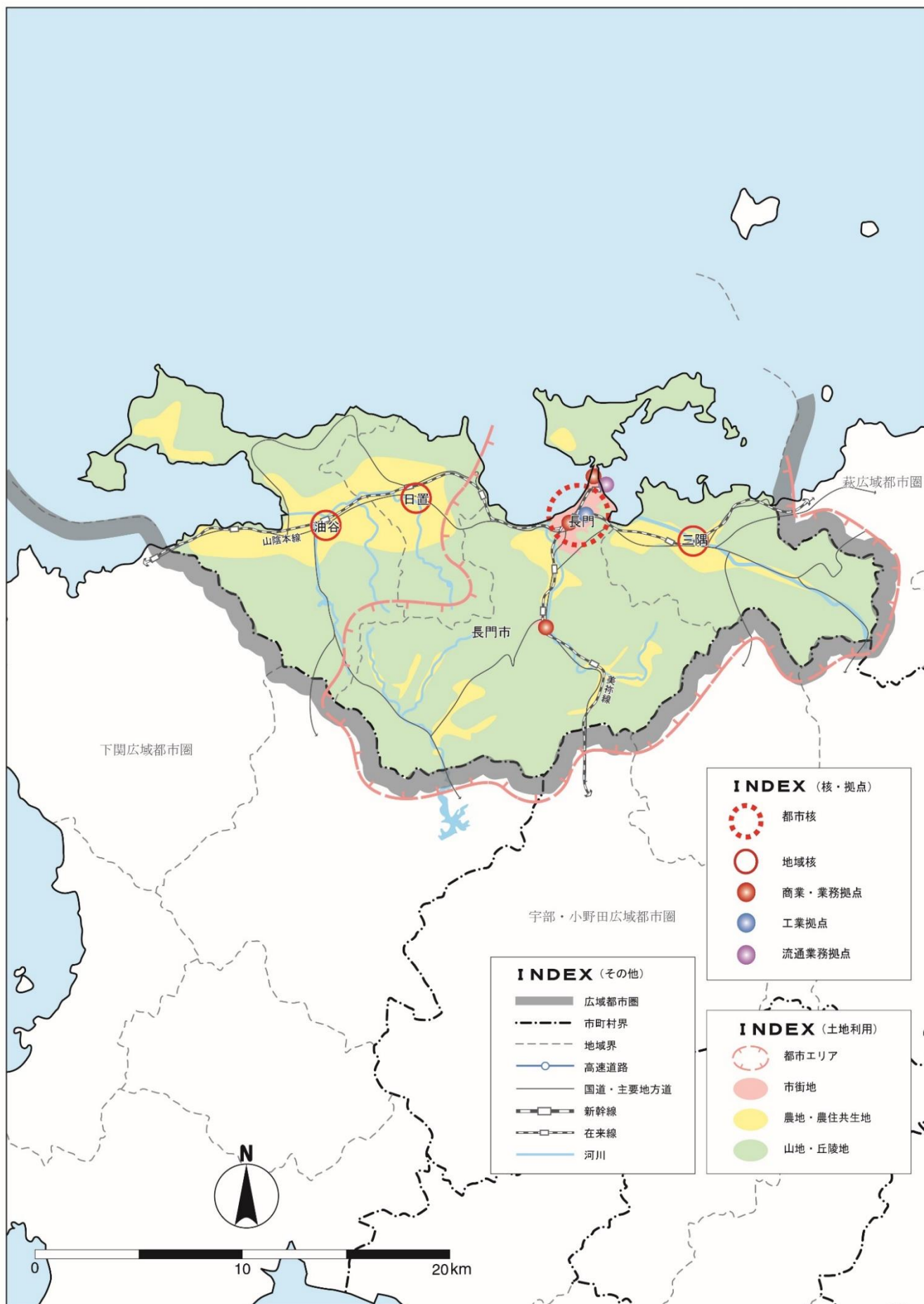
- ・ 深川川、三隅川沿い等の市街地周辺部の農地は、食料の安定供給を図るための土地資源であるとともに、都市にとって貴重な緑地やオープンスペース*であることから、原則として農業の振興および農地の保全を図る地区としてその保全に努める。

(3) 都市計画区域*外における方針

- ・ 自然環境の保全と農林水産業の振興を図るとともに、支所周辺等の地域の拠点や、複数の集落が集まる地域に、日常的な生活サービス機能を確保する取組を主体に、それぞれの規模に応じた機能の集約や、生活の利便性を確保する交通ネットワーク

の形成などを進める。

■土地利用及び市街地整備に関する方針



3-2. 広域的な都市施設*の整備に関する基本方針

(1) 広域的な交通施設の整備方針

① 広域的な交通体系の整備方針

- ・ 観光や流通などにおいて、隣接する萩市や美祢市、下関市、さらには福岡・北九州都市圏など広域的な交流があることから、圏域外の都市との交流・連携を促進するために、これらを支える総合的な広域交通ネットワークの強化を図る。
- ・ 都市機能*が集積している都市部と過疎化・高齢化が進む農山漁村地域においては、日常的な人やモノの交流や相互補完的な機能連携が図られるよう、交流を強化する交通体系の整備・充実を進める。

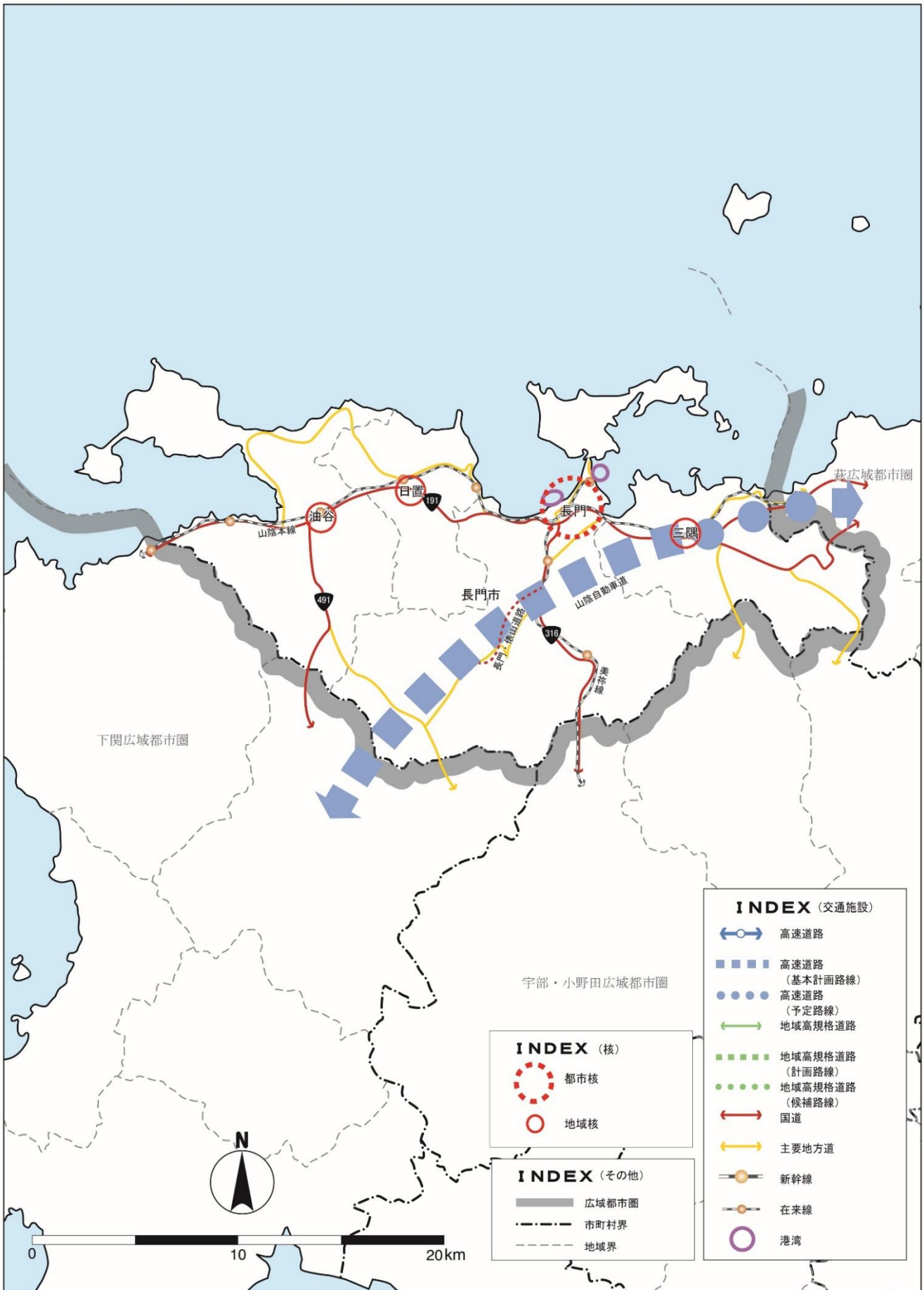
② 広域的な道路網の整備方針

- ・ 山陰地域における広域的な連携を強化する山陰道の整備を図る。
- ・ 隣接する広域都市圏との連携を強化するため、国道491号の改良等、本広域都市圏の主軸となる広域幹線道路の整備・改良を推進する。

③ その他の主要な交通施設の整備方針

- ・ 都市内の幹線道路については、総合的な交通体系や交通サービスを勘案し、既存道路も含めた都市内道路の各路線の必要性や機能等の検証を行った上で整備を行う。
- ・ 環境問題や、自家用車による移動が困難な人々に対応するため、鉄道や路線バス等の公共交通の維持・充実を図る。また、公共交通の利用を促進するため、駅舎やバス停、歩道や自転車道など、交通施設のユニバーサルデザイン*化やサイクルアンドライド*の普及を推進する。
- ・ 自家用車から公共交通への転換や交通不便地域における移動手段を確保するため、コミュニティ交通*の維持・充実を図る。

■ 広域的な都市施設（交通）の整備方針



(2) その他の広域的な都市施設*の整備方針

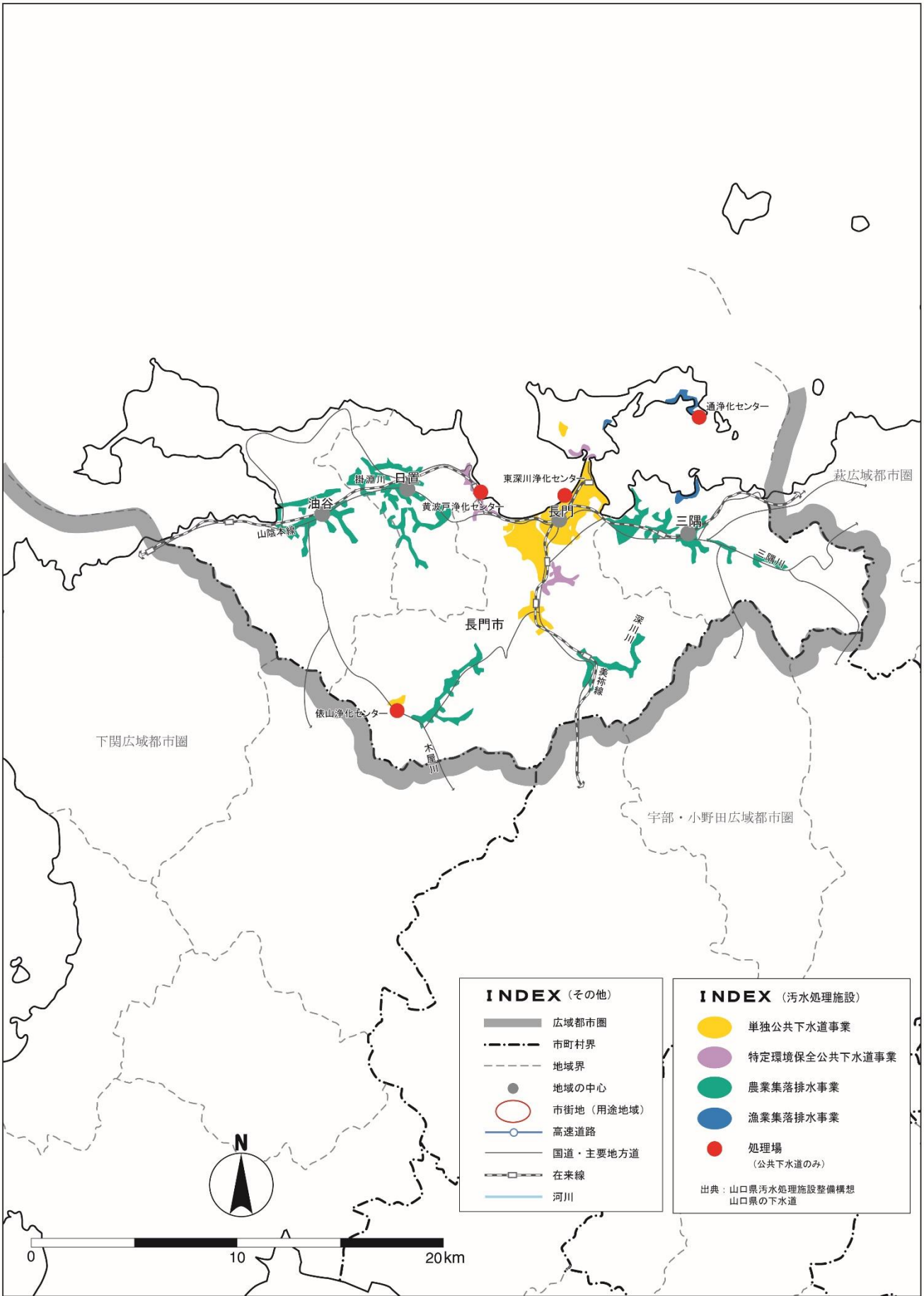
①主要な下水道及び河川の整備方針

- ・ 健康で快適な生活環境の確保や河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道や農山漁村地域における集落排水、合併浄化槽等、地域の実情を踏まえた汚水処理施設の整備を促進する。
- ・ 近年頻発する集中豪雨や大型化する台風等による浸水被害を抑制するため、公共下水道等の雨水排水施設の整備・充実を促進する。
- ・ 河川については、治水機能を確保するための維持管理や整備に努めるとともに、生態系や自然環境の保全を図り、周囲の景観と調和した人々が水に親しめる空間の整備を進める。

②その他の都市施設*の整備方針

- ・ 圏域全体の良好な環境を確保する循環型社会*の構築を図るため、リサイクル活動拠点の整備等により、廃棄物の適正処理を促進するとともに、供給処理施設の適切な整備、共同化による広域的な供給処理体制の充実を図る。
- ・ 子供からお年寄りまで全ての人々が安心して日常生活や社会活動ができる都市づくりを推進するため、公共建築物、公園などの公共空間のユニバーサルデザイン*化を図る。

■ 下水道の整備方針



3-3. 市街地整備に関する基本方針

(1) 中心市街地*の整備

- ・ 長門市駅周辺地区では、概ね都市基盤の整備が進んでいることから、歩行空間の質的向上やバリアフリー化、景観整備などを進め、本広域都市圏の拠点形成を図る。

3-4. 自然的環境の整備、保全に関する基本方針

(1) 自然的環境の整備・保全の基本方針

- ・ 北長門海岸国定公園に指定されている海岸や後畑の棚田などの自然的環境は、多様な生態系や良好な自然景観を形成しており、自然の豊かさや美しさを実感できる交流とふれあいの場として重要な役割を担っているため、その適正な整備・保全に努めるとともに、レクリエーションや癒しの空間として活用を図る。

▼本広域都市圏の自然公園地域

自然公園名	含まれる市町
北長門海岸国定公園	長門市〔下関市豊北地域、萩市萩地域および須佐・田万川地域、阿武町〕

[] は、他の広域都市圏

(2) 広域的な公園・緑地等の整備方針

- ・ うるおいのある生活環境の保持や良好な景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、緑の基本計画*等に基づいた公園・緑地の計画的な整備、適切な維持管理を行う。
- ・ 自然公園の保全を図るとともに、広域的なスポーツやレクリエーション、地域コミュニティの核となっている長門市総合公園の維持・充実を図る。

■ 自然的環境の整備・保全に関する方針



3-5. 景観の保全と創出に関する基本方針

- ・ 長門市駅周辺の商業や業務施設等が集積する地域では、公共空間の整備等により魅力ある景観形成を図る。
- ・ 湯本、俵山地域など観光地としての風景や資源が多数分布している地域では、街並み整備や周辺の山林と調和した整備や保全を図る。
- ・ 仙崎地域などの歴史あるまちなみが残る地域では、地域固有の特色ある景観を保全し、これらと調和した良好な景観の保全・形成を図る。
- ・ 三隅地域から油谷地域にかけて東西に連なる平地部では、中国山地と山裾の集落を背景とする穏やかな田園景観の保全・形成を図る。
- ・ 北長門海岸国定公園などの豊かな自然環境が残る地域では、美しい自然景観の保全を図る。
- ・ 油谷地域の海岸沿いに広がる美しい棚田は、長い歴史の中で生活の営みとともに育まれてきた文化的な景観として保全を図る。

3-6. 都市防災に関する基本方針

- ・ 地域の災害特性を考慮した土地利用の誘導等を行うとともに、避難場所や避難路、延焼防止帯となる公園や道路等の整備を促進するなど、災害に強いまちづくりに取り組む。
- ・ 近年頻発する集中豪雨や大型化する台風等による洪水、高潮、土砂災害などに対し、被害の発生や拡大をできるだけ抑えることができるよう、災害リスク情報を踏まえた都市構造の実現を目指す。
- ・ 地震による建築物の倒壊や火災・延焼による被害を抑えるため、建築物の耐震改修の促進を図るとともに、防火安全性の確保に努める。
- ・ 沿岸部において、台風等による高潮や地震による津波の被害を軽減するため、海岸保全施設*等の整備を推進する。
- ・ 長門・俵山道路の整備など災害時の救急活動・緊急物資の輸送、復旧活動の支援等に重要な役割を果たす広域的な道路ネットワークの構築を推進する。
- ・ 洪水や高潮、津波、土砂災害、地震などの災害リスクを示す各種ハザードマップ*の周知や、防災対応能力を高める防災訓練などにより、県民の防災意識を高め、災害発生時の被害の軽減を図る。
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震化を図るとともに、業務継続計画（BCP）の策定を促進するなど、災害時の業務継続に努める。